交通政策審議会海事分科会船員部会
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会　　議事次第

令和７年９月１９日（金）

１５：００ ～ １６：３０

３号館９階海事局第５会議室

１．開　会

２．議　事

議題１．専門部会長の選任について

議題２．内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題３．全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

３．閉　会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

西崎　ちひろ　　東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門
准教授

野川　　忍　　東京女子大学 副理事長

（関係船員を代表する委員）

井上　　寛信　　全日本海員組合 国内部副部長補

遠藤　　飾　　全日本海員組合 政策局総合政策部長

（関係使用者を代表する委員）

阿南　幸十司　　船主団体内航労務協会 専務理事 事務局長

村田　　泰　　八重川海運株式会社 代表取締役

配 布 資 料 一 覧

資料１　交通政策審議会への諮問について
　　諮問第４８２号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金の改正について」

資料２　全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年10月30日運輸省最低賃金公示第５号）

資料３　内航海運の現状

資料４　最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

資料５　全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

資料６　全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

資料７　最低賃金の改正に係る参考資料

- 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
- 費目別、世帯人員別標準生計費（令和７年４月）
- 消費者物価指数（１０大費目）
- 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
- 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
- 地域別最低賃金額改定の目安の推移
- 地域別最低賃金額一覧
- 給与勧告の実施状況等

資料１

国海員第 83 号
令和７年７月 17 日

交通政策審議会
会 長　橋 本　英 二　殿

国土交通大臣
中　野　洋　昌

交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第３５条第７項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第４８２号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）を改正することについて、最低賃金法第３５条第７項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

資料２

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成８年10月30日　平成８年運輸省最低賃金公示第５号
一部改正平成９年10月31日　平成９年運輸省最低賃金公示第５号
一部改正平成10年11月２日　平成10年運輸省最低賃金公示第２号
一部改正平成13年11月１日　平成13年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成18年12月１日　平成18年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成20年12月１日　平成20年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成26年３月３日　平成26年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成26年11月20日　平成26年国土交通省最低賃金公示第４号
一部改正平成27年12月２日　平成27年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成28年11月28日　平成28年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成29年12月８日　平成29年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正平成31年１月24日　平成31年国土交通省最低賃金公示第１号
一部改正令和元年12月18日　令和元年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正令和３年２月16日　令和３年国土交通省最低賃金公示第３号
一部改正令和４年１月20日　令和４年国土交通省最低賃金公示第１号
一部改正令和５年１月20日　令和５年国土交通省最低賃金公示第１号
一部改正令和６年１月22日　令和６年国土交通省最低賃金公示第２号
一部改正令和７年２月10日　令和７年国土交通省最低賃金公示第２号

１　適用する地域
　全国
２　適用する使用者
　船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
(1) はしけ
(2) 内航海運業法（昭和２７年法律第１５１号）第２条第１項各号に掲げる船舶
(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶
(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数１００トン未満の船舶
３　適用する船員
　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員
４　前項の船員に係る最低賃金額（月額）
(1) 職員　２６７，９５０円
　ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、２５１，５００円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	４年６月
海員学校乗船実習科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	４年
海上保安学校本科	

海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	３年６月
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	２年６月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	２年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	６月

(2) 部員　　２０９，３５０円

ただし、海上経歴３年未満の部員については、２００，０５０円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については３年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については２年を、その他の高等学校卒業者については１年を、それぞれ海上経歴とみなす。

５　最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) １か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附　則（平成９年運輸省最低賃金公示第５号）

この公示は、平成９年１１月３０日から効力を生ずる。

附　則（平成１０年運輸省最低賃金公示第２号）

この公示は、平成１０年１２月２日から効力を生ずる。

附　則（平成１３年国土交通省最低賃金公示第２号）

この公示は、平成１３年１２月１日から効力を生ずる。

附　則（平成１８年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成１８年１２月３１日から効力を生ずる。
附　則（平成２０年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成２０年１２月３１日から効力を生ずる。
附　則（平成２６年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成２６年４月２日から効力を生ずる。
附　則（平成２６年国土交通省最低賃金公示第４号）
この公示は、平成２６年１２月２０日から効力を生ずる。
附　則（平成２７年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成２８年１月１日から効力を生ずる。
附　則（平成２８年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成２８年１２月２８日から効力を生ずる。
附　則（平成２９年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、平成３０年１月７日から効力を生ずる。
附　則（平成３１年国土交通省最低賃金公示第１号）
この公示は、平成３１年２月２３日から効力を生ずる。
附　則（令和元年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、令和２年１月１７日から効力を生ずる。
附　則（令和３年国土交通省最低賃金公示第３号）
この公示は、令和３年３月１８日から効力を生ずる。
附　則（令和４年国土交通省最低賃金公示第１号）
この公示は、令和４年２月１９日から効力を生ずる。
附　則（令和５年国土交通省最低賃金公示第１号）
この公示は、令和５年２月１９日から効力を生ずる。
附　則（令和６年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、令和６年２月２１日から効力を生ずる。
附　則（令和７年国土交通省最低賃金公示第２号）
この公示は、令和７年３月１２日から効力を生ずる。

資料３

内航海運の現状

令和7年9月19日（金）
国土交通省海事局内航課

内航海運の輸送の現状

○内航海運は、国内貨物輸送全体の約４割、産業基礎物資（石油製品、セメント、金属）輸送の約８割を担い、**我が国の国民生活と経済活動を支える必要不可欠なライフライン**。

○また、産業基礎物資のみならず、紙・パルプ品等の製造工業品や農林水産品等の貨物輸送にも重要な役割を担っており、物流2024年問題を受けたトラックから船舶へのモーダルシフト、食料安全保障の強化やインバウンドの受入れ強化に伴う海上輸送需要の増加の観点からも、**内航海運に求められる役割はますます大きく**なっており、**内航海運による安定的な輸送を確保することが重要**。

国内貨物輸送のシェア等

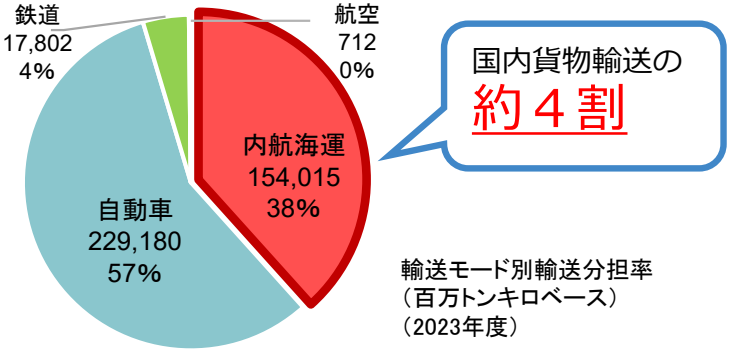

国内貨物輸送の
約４割

輸送モード別輸送分担率
（百万トンキロベース）
（2023年度）

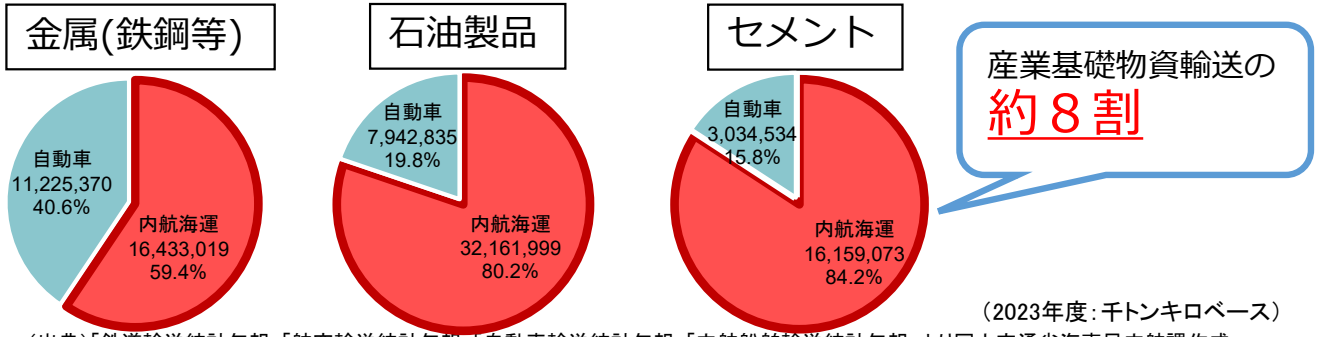

産業基礎物資輸送の
約８割

（2023年度：千トンキロベース）

（出典）「鉄道輸送統計年報」「航空輸送統計年報」「自動車輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」より国土交通省海事局内航課作成

輸送品目別シェア

（2023年度（百万ﾄﾝｷﾛﾍﾞｰｽ））

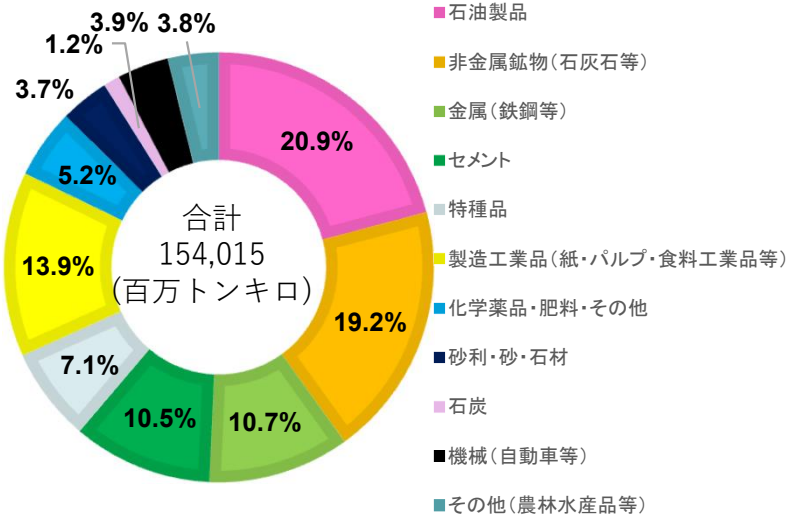

「内航船舶輸送統計年報」より海事局内航課作成

海上輸送需要の増加

＜海運モーダルシフトの推進＞
・内航（フェリー・RORO船等）の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増※

※トンベースで5,000万トン→1億トン

RORO船

コンテナ船

＜食料安全保障の強化＞
・海外依存の高い小麦等の国内生産の拡大による海上輸送需要の増加

貨物船

＜石油製品需要の急増＞
・インバウンドの受入れに伴う航空燃料の需要拡大等による海上輸送需要の増加

油送船

被災地の復旧・復興

・内航海運は被災地の復旧・復興に伴う物資等の輸送に貢献。
・昨年1月に発生した令和６年能登半島地震発災時も内航海運が被災地に支援物資を輸送。

輪島港に支援物資を積み下ろす（2024/1/10）

珠洲市に設置された水循環式シャワー室及び手洗い場

事業者数及び船腹量の推移

- 内航海運事業者数は、10年間で約13%減少しており、特にオーナーは約24%と大幅に減少
- 内航船の船腹量は、隻数ベースでは減少傾向にある一方で、1隻当たりの平均総トン数は増加傾向にあり、船舶の大型化が進展

内航海運事業者数の推移

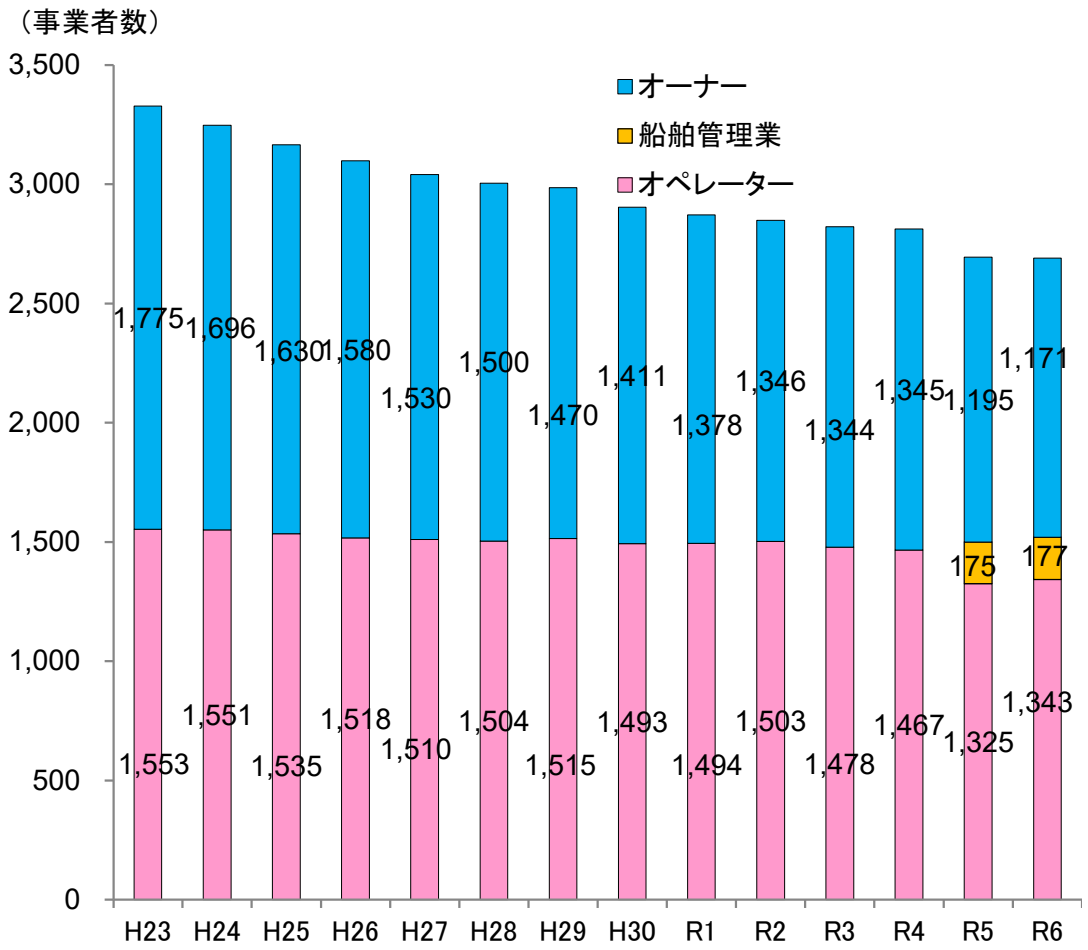

（出典）国土交通省海事局内航課調べ

内航船の船腹量の推移

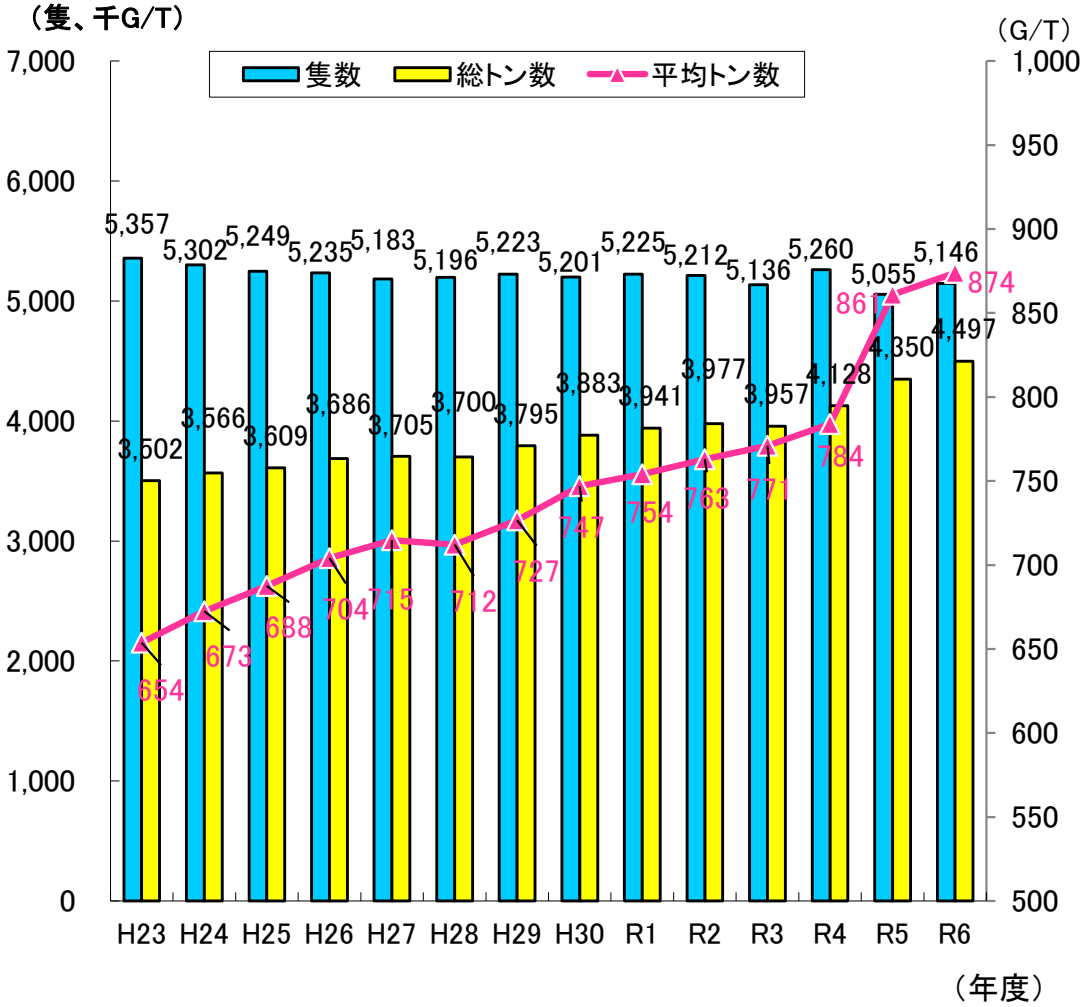

内航海運業が直面する課題

①事業基盤が脆弱

- 内航海運業界は、荷主よりも立場が弱く、荷主との対等な立場での取引が難しく、収益性が低い。
- さらに、事業者の９９．７%は中小企業で事業基盤が脆弱。

⇒ **内航海運業の経営力の向上を図るため、荷主等との取引環境の改善を促すことが必要。**

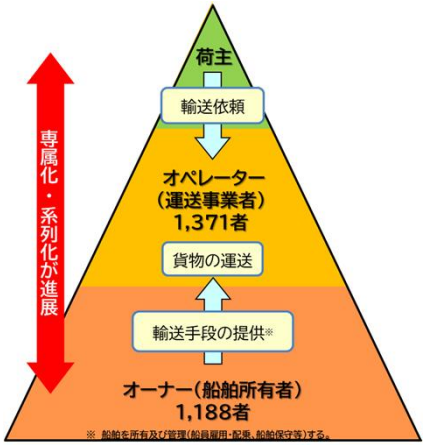

＜内航海運業界の構造＞

②船員の不足

- 内航海運業全体における船員は50歳以上が約5割。今後高齢船員の退職等に伴う船員不足が予想される。
- 若年船員は増加傾向にあるものの定着率に課題。
- 船員の有効求人倍率は増加傾向にあり、既に船員不足の状態が生じている。

⇒ **今後の生産年齢人口の減少を見据えつつ輸送需要へ対応するため、船員の業務効率化など内航海運業の生産性向上を進めることが必要。**

内航船員数の年齢構成の推移

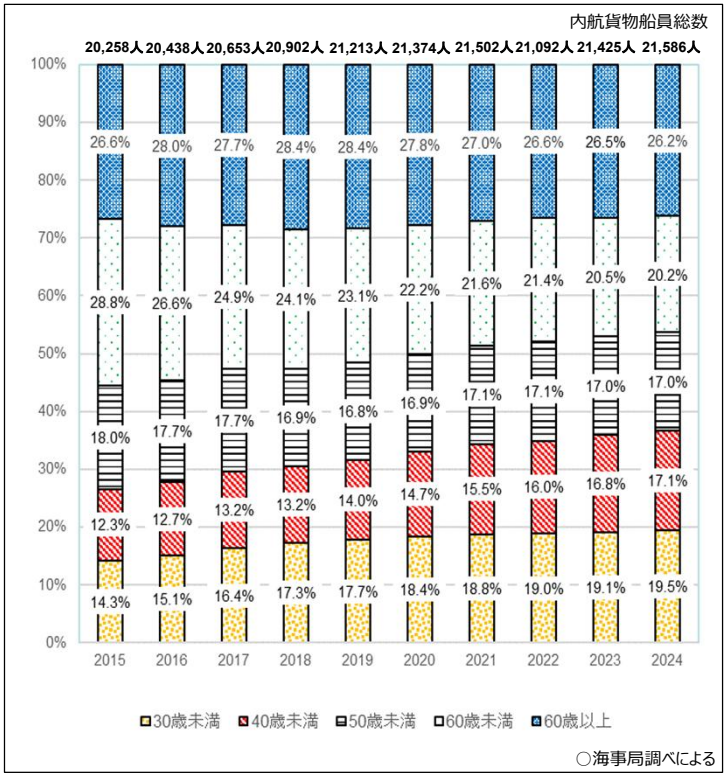

○海事局調べによる

新人内航船員の定着率の推移

○海事局調べによる

船員の有効求人倍率の推移

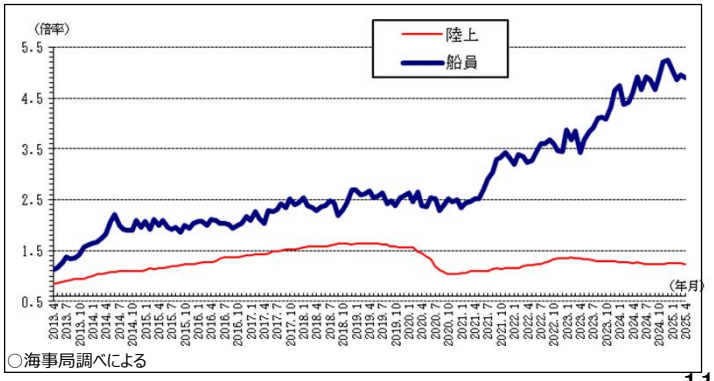

○海事局調べによる

改正内航海運業法による取引環境の改善のための措置

○2021年5月に「海事産業強化法」が成立･公布し、2022年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行。
○荷主・オペレーターに対し、**船員の労務管理への配慮を求める仕組み**を構築。
○**契約内容を「見える化」**し、適切な運賃・用船料の収受につなげる。

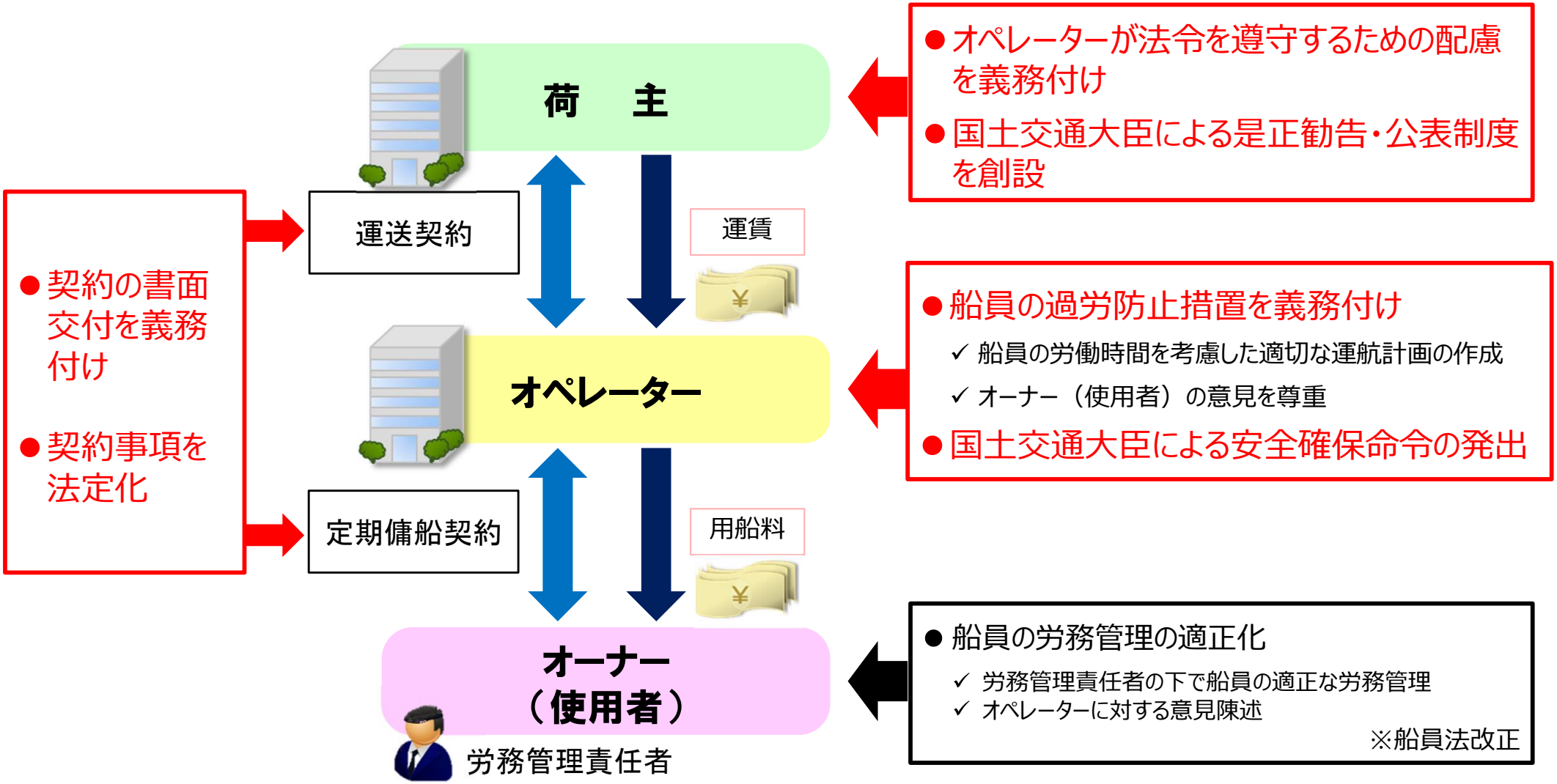

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの策定

今般の船員法と内航海運業法の改正により新たに盛り込まれた「船員の働き方改革」や、内航海運における「取引環境改善」と「生産性向上」のための各種制度を実効性のあるものにするため、**荷主、オペレーター、オーナーがそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方**等をとりまとめ。
（令和４年３月１８日公表）

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの主な内容

内航海運業法等の改正	法改正によって内航海運業法と船員法に盛り込まれた「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」を図るための新たな制度の概要
望ましい取引のあり方	契約における法令上の遵守事項とともに、取引相手との対話による丁寧な協議や原価計算に基づく見積書等を用いた料金協議等、望ましい取引の類型
船員の労働環境を守るため、それぞれの関係者が果たす役割	船員の労務管理について、オペレーターとオーナー、荷主とオペレーターとの関係において、それぞれが果たすべき役割
安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例	安定的な内航輸送を確保するため、荷主、オペレーター、オーナーが連携して協力して解決に取り組むことの重要性とその課題例
安定的な内航輸送の維持のための４つのステップ	内航輸送の現状や課題等を関係者間で共有し、定量的な指標による達成目標を設定して改善に取り組み、その成果を更なる改善につなげるための手順

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（第２版）及び改善事例集
～荷主とオペレーター、オペレーターとオーナーの連携強化に向けて～

○令和3年5月に成立した「海事産業強化法」に盛り込まれた、内航海運における「船員の働き方改革」、「取引環境改善」、「生産性向上」を推進するための各種制度を実効性のあるものにするため、令和4年3月に、内航海運業者と荷主が遵守すべき事項等を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」として取りまとめ、公表。

○令和6年度に実施した、「内航海運業における商慣習の実態調査」の結果や、内航海運業者・荷主・国が参加する安定・効率輸送協議会等でのご議論等も踏まえ、令和7年3月に本ガイドラインを改定し、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（第2版）として取りまとめ。

○併せて、ガイドライン（第2版）に追加した取組事例の詳細を「内航海運における船員の働き方改革・取引環境改善・生産性向上に向けた改善事例集」として取りまとめ。

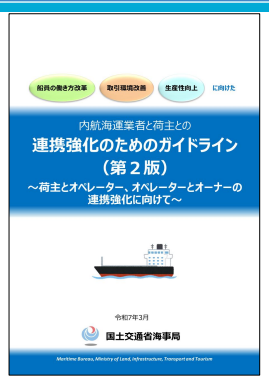

＜ガイドライン（第2版）＞

＜改善事例集＞

ガイドライン（第2版）の改定概要について

（1）望ましい取引のあり方（2章）
・原価計算に基づく価格協議や契約内容の明確化にあたってのポイントを追加（タイムリーな価格協議や役割分担の明確化等）

（2）安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取り組み例（4章）
・「取引内容」「労働環境」「運航管理」「事務作業」「空荷運航」の改善事例を追加

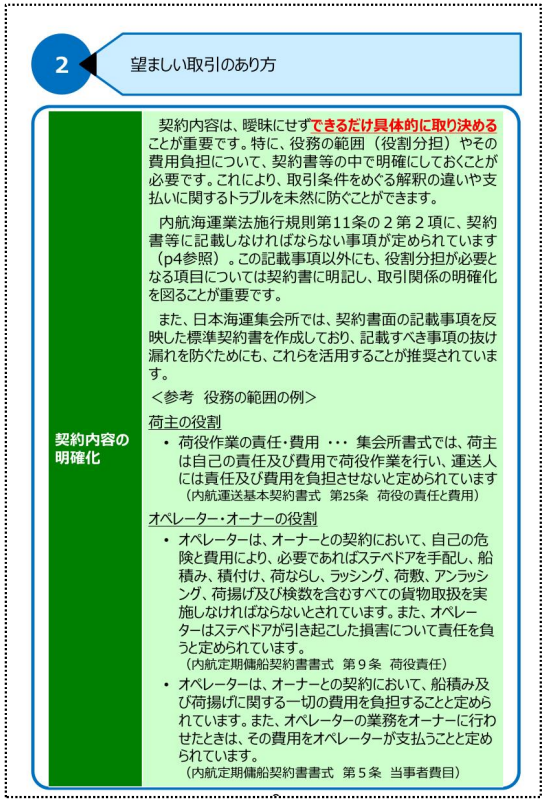

2 望ましい取引のあり方

契約内容の明確化

契約内容は、曖昧にせず**できるだけ具体的に取り決める**ことが重要です。特に、役務の範囲（役割分担）やその費用負担について、契約書等の中で明確にしておくことが必要です。これにより、取引条件をめぐる解釈の違いや支払いに関するトラブルを未然に防ぐことができます。

内航海運業法施行規則第11条の２第２項に、契約書等に記載しなければならない事項が定められています（p4参照）。この記載事項以外にも、役割分担が必要となる項目については契約書に明記し、取引関係の明確化を図ることが重要です。

また、日本海運集会所では、契約書面の記載事項を反映した標準契約書を作成しており、記載すべき事項の抜け漏れを防ぐためにも、これらを活用することが推奨されています。

＜参考　役務の範囲の例＞

荷主の役割
- 荷役作業の責任・費用 ・・・ 集会所書式では、荷主は自己の責任及び費用で荷役作業を行い、運送人には責任及び費用を負担させないと定められています（内航運送基本契約書式　第25条　荷役の責任と費用）

オペレーター・オーナーの役割
- オペレーターは、オーナーとの契約において、自己の危険と費用により、必要であればステベドアを手配し、船積み、積付け、荷ならし、ラッシング、荷敷、アンラッシング、荷揚げ及び検数を含むすべての貨物取扱を実施しなければならないとされています。また、オペレーターはステベドアが引き起こした損害について責任を負うと定められています。（内航定期傭船契約書書式　第９条　荷役責任）
- オペレーターは、オーナーとの契約において、船積み及び荷揚げに関する一切の費用を負担することと定められています。また、オペレーターの業務をオーナーに行わせたときは、その費用をオペレーターが支払うことと定められています。（内航定期傭船契約書書式　第５条　当事者費目）

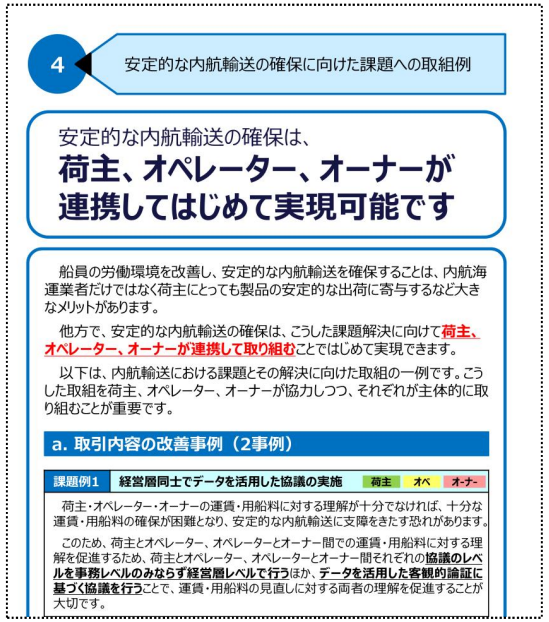

4 安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例

安定的な内航輸送の確保は、
荷主、オペレーター、オーナーが連携してはじめて実現可能です

船員の労働環境を改善し、安定的な内航輸送を確保することは、内航海運業者だけではなく荷主にとっても製品の安定的な出荷に寄与するなど大きなメリットがあります。

他方で、安定的な内航輸送の確保は、こうした課題解決に向けて**荷主、オペレーター、オーナーが連携して取り組む**ことではじめて実現できます。

以下は、内航輸送における課題とその解決に向けた取組の一例です。こうした取組を荷主、オペレーター、オーナーが協力しつつ、それぞれが主体的に取り組むことが重要です。

a. 取引内容の改善事例（2事例）

課題例1　経営層同士でデータを活用した協議の実施　荷主　オペ　オーナー

荷主・オペレーター・オーナーの運賃・用船料に対する理解が十分でなければ、十分な運賃・用船料の確保が困難となり、安定的な内航輸送に支障をきたす恐れがあります。

このため、荷主とオペレーター、オペレーターとオーナー間での運賃・用船料に対する理解を促進するため、荷主とオペレーター、オペレーターとオーナー間それぞれの**協議のレベルを事務レベルのみならず経営層レベルで行う**ほか、**データを活用した客観的論証に基づく協議を行う**ことで、運賃・用船料の見直しに対する両者の理解を促進することが大切です。

（3）参考
・関係法令や各種支援制度、相談窓口を追加

改善事例集について

・ガイドラインの内容に対応する形で、「取引内容」「労働環境」「運航管理」「事務作業」「空荷運航」の改善事例（全16事例）を詳細にご紹介。

内航海運における船員の働き方改革・取引環境改善・生産性向上に向けた
改善事例集

目　次

a.取引内容の改善事例	3
事例1.経営層同士でデータを活用した協議の実施	4
事例2.定期的な協議を通じた運賃・用船料の適正化	5
事例3.燃料サーチャージの導入	6
事例4.産官連携のまちづくり協議会の設立	7
b.労働環境の改善事例	8
事例5.直前の運航計画の変更の回避	9
事例6.ムダな待機時間の削減	10
事例7.船舶燃料のA重油への専焼化	11
事例8.陸側と海側の荷役作業範囲および責任分担の明確化	12
事例9.ケミカルタンカーの封印廃止	13
事例10.自動荷役システムの導入	14
事例11.船食デリバリーサービスの利用	15
c.運航管理の改善事例	16
事例12.運航管理システムの導入	17
事例13.フリー船配船管理システムの導入	18
d.事務作業の改善事例	19
事例14.事務管理システムの導入	20
事例15.労務管理システムの導入	21
e.空荷運航の改善事例	22
事例16.貨物融通の実施	23

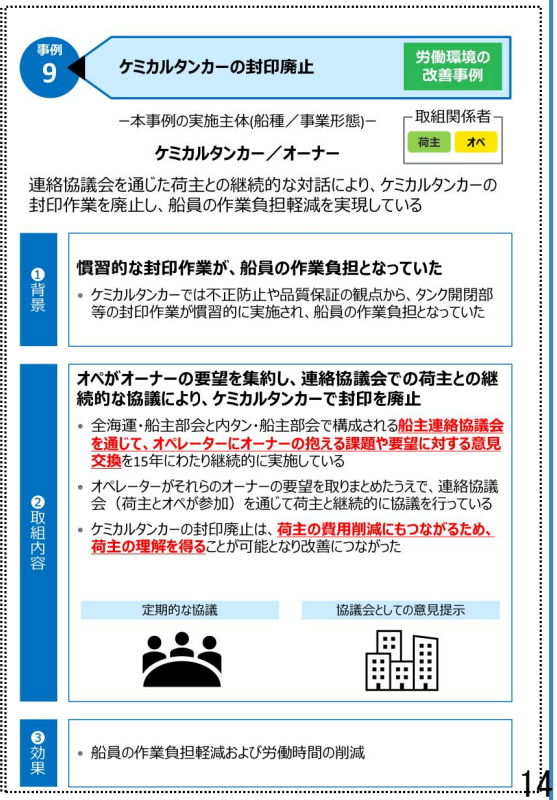

事例9　ケミカルタンカーの封印廃止　労働環境の改善事例

－本事例の実施主体(船種／事業形態)－
ケミカルタンカー／オーナー

取組関係者　荷主　オペ

連絡協議会を通じた荷主との継続的な対話により、ケミカルタンカーの封印作業を廃止し、船員の作業負担軽減を実現している

①背景

慣習的な封印作業が、船員の作業負担となっていた
- ケミカルタンカーでは不正防止や品質保証の観点から、タンク開閉部等の封印作業が慣習的に実施され、船員の作業負担となっていた

②取組内容

オペがオーナーの要望を集約し、連絡協議会での荷主との継続的な協議により、ケミカルタンカーで封印を廃止
- 全海運・船主部会と内航・船主部会で構成される**船主連絡協議会を通じて、オペレーターにオーナーの抱える課題や要望に対する意見交換**を15年にわたり継続的に実施している
- オペレーターがそれらのオーナーの要望を取りまとめたうえで、連絡協議会（荷主とオペが参加）を通じて荷主と継続的に協議を行っている
- ケミカルタンカーの封印廃止は、**荷主の費用削減にもつながるため、荷主の理解を得る**ことが可能となり改善につながった

定期的な協議　協議会としての意見提示

③効果
- 船員の作業負担軽減および労働時間の削減

運賃・用船料算出あたっての「標準的な考え方」の策定・周知

背景・課題

- 内航海運の取引環境は、契約の書面化等の各種取組により、改善しつつある一方、荷主とオペレーター間の運賃交渉やオペレーターとオーナー間の用船料交渉にあたり、運賃や用船料を構成する費目（コストとしてどのような費目が想定されるのか、オーナー、オペレーター、荷主がそれぞれ負担すべきコストは何か等）に係る「標準的な考え方」がないため、適正な運賃・用船料の収受につながりにくいという声を聞く。
- 令和6年度に実施した「内航海運業における商慣習及びその改善事例の実態調査」においても、運賃における費用負担の明確化について、およそ8割が進んでいないと回答しており、用船料においても約4割の事業者が提供作業の分担と対価が不十分だと回答している。

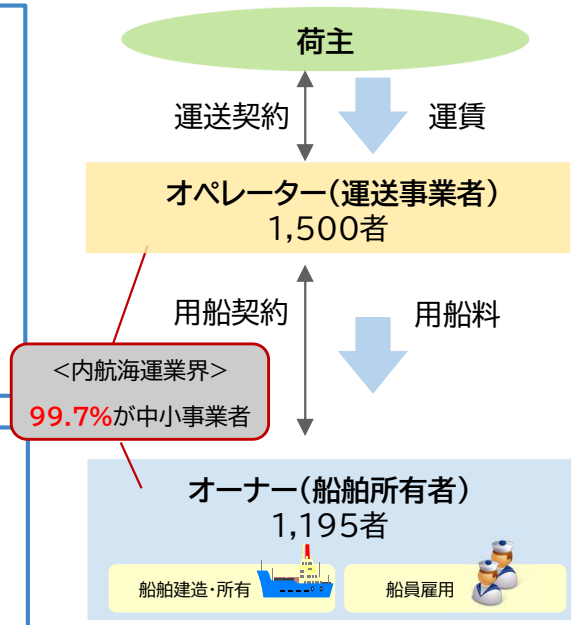

<内航海運業界の構造>

事業内容

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）も踏まえつつ、内航海運業の取引環境改善・生産性向上に向け、運賃・用船料の実態について把握し、適正な「運賃・用船料」を収受するために必要な「標準的な考え方」を示すとともに、考え方に基づいた取組方法を検討する。

スケジュール（案）

現状分析
4～6月

運賃・用船料の実態調査
貨物別、船種別、船齢別等にどのような費目が存在するのか運賃・用船料の実態を把握する。

有識者検討会
5～9月

運賃・用船料の「標準的な考え方」の検討
実態調査を踏まえ、費目ごとの定義を明確にし、民間有識者を交えた検討会や安定・効率輸送協議会等で「標準的な考え方」を検討する。

ガイドライン改定
9～12月

ガイドラインへの反映
「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」に、整理した「標準的な考え方」等を反映する。

関係者周知
R8. 1～3月

荷主・内航海運事業者への周知
荷主と内航海運事業者等に対し、安定・効率輸送協議会等を通じて、周知し、内航海運業の更なる取引環境改善・生産性向上を図る。

フォローアップ
R8. 4月～

収受改善に向けた継続的なフォローアップ
運賃・用船料の取組状況をアンケート等で確認し、収受改善に向けた継続的なフォローアップを実施する。

事業効果

適正な運賃・用船料の収受につながるなど、更なる取引環境の改善が図られることで、安定的な海上輸送を確保でき、「強い内航海運」への発展を促す。

内航海運輸送力向上事業費補助金

背景・課題

- 物流2024年問題を受けたトラックから船舶へのモーダルシフトや、インバウンドの受入強化に伴う航空燃料の海上輸送需要の増加等に対応し、内航海運による安定的な海上輸送を確保するためには、内航海運の生産性向上を通じた海上輸送力向上に向けた取組を速やかに行う必要がある。

事業内容

荷主・オペレーター・オーナーが連携し、内航海運による海上輸送力向上に向けた目標設定やその達成に向けた生産性向上に資する設備投資等に対して支援を行う。

（補助額上限　10,000千円　補助率1/2）

【具体的な支援内容】

1. 計画策定支援

荷主・オペレーター・オーナー(※)が連携し、海上輸送力向上に向けた今後の定量的目標、目標達成に向けたハード・ソフト両面からの先進的な取組（船員の労働生産性向上等）をまとめた計画（内航海運輸送力向上計画）の策定にあたって必要な専門家派遣に係る費用等を支援

(※)オペレーター・オーナーについては「みんなで創る内航」推進運動へ参加することが要件

2. 実証支援

内航海運海上輸送力向上計画に基づく取組の効果を検証するために必要な経費を支援 （機器・設備購入費を含む）

【実証テーマ（例）】

①船舶管理会社の活用による効率化・コストダウン

（取組例）

船員の知識・スキルの統一化を図るための一括教育や、効率輸送に資する船舶に搭載されている機器の標準化を推進する取組

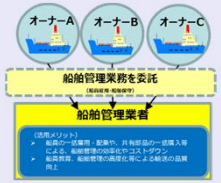

②魅力ある職場環境の構築

（取組例）

船員を維持・確保するために、勤務ローテーションの変更等による働き方改革や、タンクの自動洗浄装置等を活用した船上作業の省力化に資する取組

荷役作業中の船員

③荷役・船上作業等の効率化

（取組例）

船員の労働生産性を高めるために、デジタル技術を活用した荷役・船上作業等の省力化・自動化を推進する取組

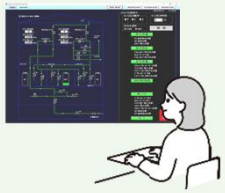

タンク洗浄作業の遠隔化例

④配船効率化

（取組例）

片荷の解消のため、複数荷主とのマッチングを促すプラットフォームの構築や船上作業の生産性向上を図る取組

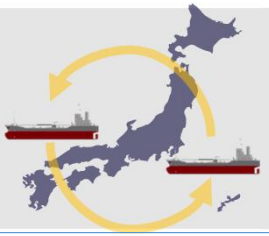

実証により得られた効果や課題をまとめ、**内航海運の輸送力向上に資するモデル事例を創出し、業界全体に横展開・普及啓発**

「みんなで創る内航」推進運動

○内航海運業の魅力を高め、内航海運業界への求職者を増やすためには、働き方改革、取引環境改善、生産性向上の取組を行う内航海運業者を情報発信し、求職者に訴求することが重要。

○このため、①これらの取組を積極的に行う内航海運業者の皆様が、取組を実施する旨の「自主宣言」を行い、②国土交通省ホームページ等で「自主宣言」を行った事業者を公表（当該事業者はマークの活用も可能）し、③求職者等が当該内航海運業者を確認できる仕組みを構築し、求職者への訴求力向上に加えて、業界全体の働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた機運醸成を図る。

○本取組は、内航海運業者、荷主、国土交通省等の関係者の連携によって創り上げていく必要があることから「みんなで創る内航」推進運動とし、本年6月より実施。

<「みんなで創る内航」推進運動マーク>
2色構成でどちらも利用可能

「みんなで創る内航」推進運動

内航海運業者

①内航海運業者は以下の取組を行うことを国土交通省に対して「自主宣言」する。「自主宣言」を行った事業者はマークを活用可能。

・関係法令等の遵守
・働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた自主的な取組（例：配船の自動化等）

自主宣言

国土交通省

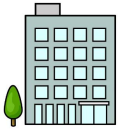

②「自主宣言」を行った内航海運業者を国土交通省HP等で公表する。

確認

求職者等

③求職者等は国土交通省HP等で「自主宣言」を行った内航海運業者の情報を確認出来る。

「みんなで創る内航」推進運動参加事業者と取組例

参加事業者

山友汽船株式会社	株式会社商船三井内航
中田建設株式会社	エスオーシーマリン株式会社
岩崎汽船株式会社	北星海運株式会社
芝浦海運株式会社	NSユナイテッド内航海運株式会社
大分海運株式会社	さおり海運有限会社
エスオーシー物流株式会社	興和海運株式会社
日鉄物流株式会社	たをの海運株式会社
広洋海運有限会社	昭和日タン株式会社
西部タンカー株式会社	大泉物流株式会社
有限会社坂田海運	ニッスイマリン工業株式会社
近海郵船株式会社	近郵船舶管理株式会社
三興海運株式会社	玄海汽船株式会社
株式会社辰巳商会	株式会社イコーズ
株式会社商船三井さんふらわあ	幸洋汽船株式会社
東ソー物流株式会社	東ソー物流グループ コーウン・マリン株式会社
松田海運株式会社	田渕海運株式会社
浜崎海運株式会社	末廣海運株式会社
株式会社雄和海運	岡本海運株式会社
日本ガスライン株式会社	甲斐機船株式会社
祝林タンカー株式会社	平和マリタイム株式会社
舛宝海運有限会社	オーライン株式会社
木村海運株式会社	井本商運株式会社
井本船舶株式会社	神戸海洋技術株式会社
松盛汽船株式会社	備後共同汽船株式会社
第一マリン株式会社	オーシャントランス株式会社
株式会社しんこうせい	川崎近海汽船株式会社
浜野海運株式会社	真宝海運有限会社
イイノガストランスポート株式会社	大窯汽船株式会社
近海タンカー株式会社	旭汽船株式会社
大一海運株式会社	旭タンカー株式会社
光晴汽船株式会社	

計61社 ※令和7年8月20日時点

取組例

○船員のワークライフバランスを重視した勤務ローテーションの変更（「3カ月乗船・1カ月休暇」よりも間隔の短い「60日乗船・20日休暇」の採用等）

○船内居住環境の整備
（船内通信環境の整備、居室へのシャワーやトイレの設置、女性船員専用区画の設置等）

○船員の労務負担軽減設備の導入（システム導入による遠隔監視の実現等）

○荷役作業の見直し（海陸における荷役作業の見直し）

居住環境の整備

「安定・効率輸送協議会」の設置目的

■ 荷主業界と内航海運業界との連携強化を目的に、荷主企業と内航海運事業者との間で内航輸送に関する課題等を共有し、中長期的視野に立ってその改善策等に取り組んでいく場として、平成30年2月に設置。

■ 荷主企業、内航海運事業者、行政から構成される本協議会の下に産業基礎物資の輸送品目毎に３つの部会（鉄鋼部会、石油製品部会及び石油化学製品部会）を設置。

■ 構成員は、以下の通り。
- ✓ 荷主企業（日本鉄鋼連盟、石油連盟及び石油化学工業協会）
- ✓ 内航海運業者 （日本内航海運組合総連合会及び傘下５組合）
- ✓ 行政（国土交通省、経済産業省（オブザーバー））

過去の開催実績

- 本協議会　：平成３０年２月１３日（第１回）
- 石油製品部会　：平成３０年２月２２日（第１回）
  令和５年１１月１７日（第２回）
  令和６年　８月２６日（第３回）
  令和６年１２月　９日（第４回）
  令和７年　３月１７日（第５回）
- 石油化学製品部会：平成３０年２月２６日（第１回）
  令和５年１０月２６日（第２回）
  令和６年　３月２７日（第３回）
  令和６年１２月　５日（第４回）
  令和７年　３月１７日（第５回）
- 鉄鋼部会　：平成３０年２月２８日（第１回）
  令和５年１２月１２日（第２回）
  令和６年１２月　６日（第３回）
  令和７年　３月１８日（第４回）
- ３部会合同会合　：令和元年　５月３０日（第１回）
  ：令和３年１２月２２日（第２回）
  ：令和４年　３月　４日（第３回）
  ：令和４年１２月２１日（第４回）
  ：令和５年　２月　１日（第５回）
  ：令和５年　６月３０日（第６回）
  ：令和６年　６月１３日（第７回）
  ：令和６年１１月１２日（第８回）
  ：令和６年１２月１７日（第９回）
  ：令和７年　３月２１日（第10回）
  ：令和７年　５月１５日（第11回）

「安定・効率輸送協議会」の構成

名称		安定・効率輸送協議会
構成員	荷主	日本鉄鋼連盟 石油連盟 石油化学工業協会
	内航海運	日本内航海運組合総連合会 内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航タンカー海運組合 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合
	行政	国土交通省海事局 経済産業省製造産業局金属課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ) 経済産業省製造産業局素材産業課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ) 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)

名称		鉄鋼部会	石油製品部会	石油化学製品部会
構成員	荷主	日本鉄鋼連盟 製品物流小委員会メンバー	石油連盟 海運専門委員会メンバー	石油化学工業協会 内航ケミカル船WGメンバー
	内航海運	内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合	全国内航タンカー海運組合	全国内航タンカー海運組合
	行政	国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 金属課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)	国土交通省海事局内航課 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油精製備蓄課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)	国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 素材産業課(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)

「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の設置

本懇談会の開催趣旨

- 海事局では交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和の時代の内航海運に向けて）を踏まえ、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上、取引環境改善に向けた取組を推進しているところ。
- 令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。
- 両者の理解と協力を醸成する対話の場を設定することで、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会を設立する。

第１回概要	
日　時	令和４年３月２９日（火） １６：００～１７：００
議題	➢ 船員法、内航海運業法等の改正 ➢ 連携強化ガイドラインの紹介 ➢ 荷主・オペレーターの経営層への協力要請 ➢ 本懇談会の進め方（時期、今後のテーマ）に関する意見交換

第２回概要	
日　時	令和６年５月１６日（木） １０：００～１１：３０
議題	➢ 内航海運業界と荷主業界の連携強化に関する取組等について ➢ 内航海運業の現況等について ➢ 荷主業界の現況等について ➢ 意見交換

参加団体	
荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
行政	国土交通省海事局
オブザーバー（経済団体）	日本経済団体連合会
	日本商工会議所

資料４

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

（令和７年４月１日現在）

業種 / 局別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	①（R7.4.1）	19	41	368	273
	②（R6.4.1）	19	41	348	259
	① － ②	0	0	20	14
東北運輸局	①（R7.4.1）	31	73	505	282
	②（R6.4.1）	32	74	496	265
	① － ②	△ 1	△ 1	9	17
関東運輸局	①（R7.4.1）	111	338	3,870	2,795
	②（R6.4.1）	114	323	3,862	2,786
	① － ②	△ 3	15	8	9
北陸信越運輸局	①（R7.4.1）	7	20	98	62
	②（R6.4.1）	8	22	119	63
	① － ②	△ 1	△ 2	△ 21	△ 1
中部運輸局	①（R7.4.1）	42	92	813	251
	②（R6.4.1）	43	92	808	248
	① － ②	△ 1	0	5	3
近畿運輸局	①（R7.4.1）	80	226	1,873	677
	②（R6.4.1）	79	225	1,824	673
	① － ②	1	1	49	4
神戸運輸監理部	①（R7.4.1）	102	225	1,652	576
	②（R6.4.1）	108	227	1,631	567
	① － ②	△ 6	△ 2	21	9
中国運輸局	①（R7.4.1）	231	629	4,194	745
	②（R6.4.1）	239	638	4,150	718
	① － ②	△ 8	△ 9	44	27
四国運輸局	①（R7.4.1）	281	691	5,008	350
	②（R6.4.1）	288	704	5,169	366
	① － ②	△ 7	△ 13	△ 161	△ 16
九州運輸局	①（R7.4.1）	325	671	5,123	1,269
	②（R6.4.1）	325	673	5,171	1,286
	① － ②	0	△ 2	△ 48	△ 17
沖縄総合事務局	①（R7.4.1）	19	47	490	312
	②（R6.4.1）	16	42	396	249
	① － ②	3	5	94	63
計	①（R7.4.1）	1,248	3,053	23,994	7,592
	②（R6.4.1）	1,271	3,061	23,974	7,480
	① － ②	△ 23	△ 8	20	112

資料５

全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

【職員】

	年　　齢	本　　給	計
賃金が最も高かった者	53歳	550,000円	1,082,512円
賃金が最も低かった者	44歳	150,000円	270,000円
平　　均	47.7歳	315,861円	489,538円
人　　数	883人		

【部員】

	年　　齢	本　　給	計
賃金が最も高かった者	35歳	440,000円	732,000円
賃金が最も低かった者	18歳	140,000円	202,390円
平　　均	39.6歳	232,805円	358,846円
人　　数	196人		

資料説明

1　国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和７年５月に支給された賃金の実態について調査したものである。

2　調査は未組織船員を対象に、138隻（職員883人、部員196人）について回収集計した。

3　表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

資料６

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員Ａ	職員Ｂ	部員Ａ	部員Ｂ
平成８年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成９年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成１０年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成１３年	241,400円	224,950円	182,100円	―
平成１８年	―	―	―	―
平成２０年	―	―	182,850円	173,700円
平成２５年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成２６年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成２７年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成２８年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成２９年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成３０年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円
令和元年	249,550円	233,100円	190,950円	181,650円
令和２年	250,050円	233,600円	191,450円	182,150円
令和３年	250,750円	234,300円	192,150円	182,850円
令和４年	251,750円	235,300円	193,150円	183,850円
令和５年	258,950円	242,500円	200,350円	191,050円
令和６年	267,950円	251,500円	209,350円	200,050円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

資料７

最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員Ａ	職員Ｂ	はしけ長	部員Ａ	部員Ｂ
北海道	R7.2.20	267,950	251,500		209,400	200,200
東　北	R7.4.24	268,650	252,200		209,550	200,400
関　東	R7.3.3	270,400	253,650		211,800	202,200
北陸信越	R7.3.17	270,350	253,900		211,650	202,350
中　部	R7.4.15	271,450	255,000		213,050	203,750
近　畿	R7.3.24	271,500	255,050	271,500	212,750	203,450
神　戸	R7.3.24	269,650	253,200	269,650	211,100	201,800
中　国	R7.3.7	269,700	253,150	269,700	211,100	201,700
四　国	R7.3.3	270,000	253,450	270,000	211,400	202,000
九　州	R7.4.24	268,700	252,250	268,700	210,100	200,800
沖　縄	R7.2.28	267,950	251,500		209,350	200,050

費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

単位：円

費目＼世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,770	48,320	61,800	75,270	88,750
	(32,960)	(41,900)	(54,450)	(67,010)	(79,570)
	2,810	6,420	7,350	8,260	9,180
住居関係費	46,760	60,700	50,660	40,620	30,570
	(45,350)	(50,820)	(46,850)	(42,880)	(38,910)
	1,410	9,880	3,810	−2,260	−8,340
被服・履物費	6,230	4,480	7,140	9,800	12,450
	(5,970)	(5,580)	(8,510)	(11,450)	(14,390)
	260	−1,100	−1,370	−1,650	−1,940
雑費Ⅰ	25,660	37,610	52,370	67,120	81,890
	(24,220)	(33,210)	(50,890)	(68,590)	(86,280)
	1,440	4,400	1,480	−1,470	−4,390
雑費Ⅱ	10,640	17,320	22,660	28,010	33,350
	(10,610)	(19,130)	(24,040)	(28,960)	(33,870)
	30	−1,810	−1,380	−950	−520
計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010
前年	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
対前年増減	5,950	17,790	9,890	1,930	−6,010
対前年比（前年100）	105.0	111.8	105.4	100.9	97.6

※ 費目欄の(　)の数字は、前年金額を示す。
※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。
※ 各費目の構成項目

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

資料出所：「令和6年人事院勧告（参考資料）」
「令和7年人事院勧告（各種調査等の結果詳細）」

消 費 者 物 価 指 数 （ １ ０ 大 費 目 ）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
	6年	108.5	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8
対前年比・%	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
	6年	2.7	4.3	0.7	4.0	4.0	2.4	1.6	1.6	△ 0.4	5.4	1.1
月別指数・2年100	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97	102.6	111	104.3
	3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4
	4月	107.7	116.4	102.8	108.8	117	108.7	101.9	97.2	101.4	112.9	104.5
	5月	108.1	116.8	102.9	112.6	118.6	108.7	102.2	97.1	101.3	112.8	104.6
	6月	108.2	116.3	102.9	116.1	119	108.4	102.7	97.3	101.3	111.8	104.8
	7月	108.6	116.4	103	119.4	119.5	107.2	102.8	97.6	101.3	112.9	104.8
	8月	109.1	117.6	103.1	118.9	120.3	106.3	103	97.6	101.3	115.4	104.9
	9月	108.9	119	103.2	110.5	120.6	109.8	103.2	97.4	101.3	113.3	105.1
	10月	109.5	120.4	103.4	111.1	121.3	110	103.6	97.7	101.3	114.2	105.4
	11月	110	121.3	103.5	114.4	120.5	110.8	103.8	97.8	101.3	114.1	105.4
	12月	110.7	122.5	103.5	119.3	119.1	110.5	103.7	98.1	101.3	114.2	105.3
	07年1月	111.2	124.7	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6
	2月	110.8	124.1	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5
	3月	111.1	124.2	103.6	114.5	120.0	110.1	104.2	99.5	101.5	114.3	105.6

資料出所：総務省統計局「2020年基準　消費者物価指数（全国）」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

１．決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

（R7.3末現在）

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)	
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	－	
(1) 地域別最低賃金	47	－	
(2) 産業別最低賃金	224	29,569	
イ　新産業別最低賃金	222	29,558	下記2-1
①　厚生労働大臣決定分	0	0	
②　都道府県労働局長決定分	222	29,558	
ロ　従来の産業別最低賃金	2	11	下記2-2
①　厚生労働大臣決定分	1	4	
②　都道府県労働局長決定分	1	7	

２．産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

２－１　新産業別最低賃金

（R7.3末現在）

業種		決定件数	適用使用者数（百人）	適用労働者数（百人）
製造業	食料品・飲料製造業関係	5	3	144
	繊維工業関係	5	7	139
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	84
	印刷・同関連産業関係	1	3	33
	塗料製造業関係	4	1	63
	ゴム製品製造業関係	1	1	37
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	105
	鉄鋼業関係	20	31	1,481
	非鉄金属製造業関係	9	9	420
	金属製品製造業関係	4	9	116
	一般機械器具製造業関係	25	229	5,418
	精密機械器具製造業関係	7	8	222
	電気機械器具製造業関係	45	213	8,932
	輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,636
小計		166	663	25,836
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	5
	各種商品小売業関係	30	15	1,693
	自動車小売業関係	23	202	1,967
	自動車整備業関係	1	10	33
	道路貨物運送業関係	1	3	24
小計		56	231	3,722
合計		222	894	29,558

２－２　従来の産業別最低賃金

（R7.3末現在）

業種	決定件数	適用使用者数（百人）	適用労働者数（百人）
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	11

注：1　複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2　適用使用者数及び適用労働者数は、令和３年経済センサス－活動調査等に基づき推計した数値である。
3　適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
4　全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和７年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和7年3月末現在）

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

単位：円（件数）

事項別＼年度				令和６年度		令和５年度	
地域別最低賃金				1,055	(47)	1,004	(47)
			対前年度上昇率（%）	5.08		4.47	
特定最低賃金（※1、2）	新産業別最低賃金	製造業	食料品・飲料製造業関係	892	(5)	876	(5)
			繊維工業関係	794	(5)	800	(5)
			木材・木製品製造業関係	876	(1)	876	(1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	861	(1)	857	(2)
			印刷・同関連産業関係	850	(1)	850	(1)
			塗料製造業関係	1,058	(4)	1,026	(4)
			ゴム製品製造業関係	915	(1)	915	(1)
			窯業・土石製品製造業関係	1,005	(4)	966	(4)
			鉄鋼業関係	1,088	(20)	1,038	(20)
			非鉄金属製造業関係	940	(9)	918	(9)
			金属製品製造業関係	990	(4)	962	(4)
			一般機械器具製造業関係	1,014	(25)	981	(25)
			精密機械器具製造業関係	996	(7)	973	(7)
			電気機械器具製造業関係	994	(45)	960	(45)
			輸送用機械器具製造業関係	1,046	(33)	1,002	(33)
			小計	1,018	(166)	981	(166)
		非製造業	新聞・出版業関係	879	(1)	879	(1)
			各種商品小売業関係	862	(30)	862	(30)
			自動車小売業関係	972	(23)	952	(23)
			自動車整備業関係	1,017	(1)	965	(1)
			道路貨物運送業関係	910	(1)	910	(1)
			小計	922	(56)	906	(56)
		合計		1,006	(222)	970	(222)
			対前年度上昇率（%）	3.71		2.86	
	旧産業別最低賃金			816	(1)	816	(1)
	総合計			1,006	(223)	970	(223)

※1　本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む。）の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2　複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金（厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金（厚生労働大臣決定）	（日　額）5,772 (1)	（日　額）5,772 (1)

資料出所：「令和7年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（%）

ランク（注1、2）／年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均引上げ率
	引上げ額	引上げ率	引上げ額	引上げ率	引上げ額	引上げ率	引上げ額	引上げ率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Ａ～Ｄランクですべて１０円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Ａランク４円、Ｂ～Ｄランク１円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Ａランク５円、Ｂ～Ｄランク４円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Ａランク１９円、Ｂランク１２円、Ｃ・Ｄランク１０円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Ａランク１９円、Ｂランク１５円、Ｃランク１４円、Ｄランク１３円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク１９円、Ｂランク１８円、Ｃ・Ｄランク１６円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク２５円、Ｂランク２４円、Ｃランク２２円、Ｄランク２１円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク２６円、Ｂランク２５円、Ｃランク２４円、Ｄランク２２円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク２７円、Ｂランク２６円、Ｃランク２５円、Ｄランク２３円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク２８円、Ｂランク２７円、Ｃランク２６円、Ｄランク２６円								
令和２年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和３年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａ～Ｄランク全てにおいて２８円								
令和４年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク３１円、Ｂランク３１円、Ｃランク３０円、Ｄランク３０円								
令和５年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク４１円、Ｂランク４０円、Ｃランク３９円								
令和６年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク５０円、Ｂランク５０円、Ｃランク５０円								
令和７年度	下記「1.」の金額とする 1. Ａランク６３円、Ｂランク６３円、Ｃランク６４円								

（注）１．各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。
２．Ａ～Ｄのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
３．平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		令和５年度最低賃金額		対前年度増減額	令和６年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 1004	－－	円 43	円 1,055	－－	円 51
A	埼玉	1,028	R5.10.1	41	1,078	R6.10.1	50
	千葉	1,026	R5.10.1	42	1,076	R6.10.1	50
	東京	1,113	R5.10.1	41	1,163	R6.10.1	50
	神奈川	1,112	R5.10.1	41	1,162	R6.10.1	50
	愛知	1,027	R5.10.1	41	1,077	R6.10.1	50
	大阪	1,064	R5.10.1	41	1,114	R6.10.1	50
B	北海道	960	R5.10.1	40	1,010	R6.10.1	50
	宮城	923	R5.10.1	40	973	R6.10.1	50
	福島	900	R5.10.1	42	955	R6.10.5	55
	茨城	953	R5.10.1	42	1,005	R6.10.1	52
	栃木	954	R5.10.1	41	1,004	R6.10.1	50
	群馬	935	R5.10.5	40	985	R6.10.4	50
	新潟	931	R5.10.1	41	985	R6.10.1	54
	富山	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	石川	933	R5.10.8	42	984	R6.10.5	51
	福井	931	R5.10.1	43	984	R6.10.5	53
	山梨	938	R5.10.1	40	988	R6.10.1	50
	長野	948	R5.10.1	40	998	R6.10.1	50
	岐阜	950	R5.10.1	40	1,001	R6.10.1	51
	静岡	984	R5.10.1	40	1,034	R6.10.1	50
	三重	973	R5.10.1	40	1,023	R6.10.1	50
	滋賀	967	R5.10.1	40	1,017	R6.10.1	50
	京都	1,008	R5.10.6	40	1,058	R6.10.1	50
	兵庫	1,001	R5.10.1	41	1,052	R6.10.1	51
	奈良	936	R5.10.1	40	986	R6.10.1	50
	和歌山	929	R5.10.1	40	980	R6.10.1	51
	島根	904	R5.10.6	47	962	R6.10.12	58
	岡山	932	R5.10.1	40	982	R6.10.2	50
	広島	970	R5.10.1	40	1,020	R6.10.1	50
	山口	928	R5.10.1	40	979	R6.10.1	51
	徳島	896	R5.10.1	41	980	R6.11.1	84
	香川	918	R5.10.1	40	970	R6.10.2	52
	愛媛	897	R5.10.6	44	956	R6.10.13	59
	福岡	941	R5.10.6	41	992	R6.10.5	51
C	青森	898	R5.10.7	45	953	R6.10.5	55
	岩手	893	R5.10.4	39	952	R6.10.27	59
	秋田	897	R5.10.1	44	951	R6.10.1	54
	山形	900	R5.10.14	46	955	R6.10.19	55
	鳥取	900	R5.10.5	46	957	R6.10.5	57
	高知	897	R5.10.8	44	952	R6.10.9	55
	佐賀	900	R5.10.14	47	956	R6.10.17	56
	長崎	898	R5.10.13	45	953	R6.10.12	55
	熊本	898	R5.10.8	45	952	R6.10.5	54
	大分	899	R5.10.6	45	954	R6.10.5	55
	宮崎	897	R5.10.6	44	952	R6.10.5	55
	鹿児島	897	R5.10.6	44	953	R6.10.5	56
	沖縄	896	R5.10.8	43	952	R6.10.9	56

資料出所：「令和７年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況（国会決定）	経済社会事情		
	勧告月日	内容（ベア率）	実施時期		経済成長率（GDP）	消費者物価（年平均）	春闘賃上率
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	－－	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	－－	※	－－	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	－－	－－	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	－－	－－	2.9	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.3	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	4.9	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	勧告どおり	3.7	2.7	5.33
R7	8月7日	3.62	4月1日	－－	－	－	5.52

（資料出所）1．内閣府（経済成長率（GDP）、名目、対前年比）
2．総務省統計局（消費者物価指数、対前年比）
3．厚生労働省（「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み）

※：国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施（平成26年3月まで）